平成２４年（フ）第４８０２号
大阪市平野区喜連西４丁目６番59号　吉原歯科医院内、前住所大阪市都島区高倉町２丁目２番14号
破産者　小橋　幸二
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４２号
大阪市都島区中野町３丁目６番１号　谷田建設
破産者　谷田　　勝
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５１４３号
大阪市都島区中野町３丁目６番１号　谷田建設
破産者　谷田紀代子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４５３号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―209号
破産者　寺西　勝二
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６８４５号
大阪市港区市岡元町１丁目６番12―301号
破産者　羽東　隆之
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６９４１号
大阪市西淀川区中島１丁目10番28号
破産者　山崎敏明こと　崔　　敏明
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２７号
大阪府茨木市宿川原町17番６号
破産者　井尻　武年
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２１２号
大阪市中央区道修町４丁目５番16号
破産者　前田洋一郎
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５７５号
大阪市此花区梅香３丁目２番２―305号
破産者　小野　丈夫
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１７３４号
大阪府寝屋川市点野１丁目14番１号
破産者　矢野　　伸
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２５５４号
大阪府門真市古川町５番19号　古川ビレッジ301号、前住所大阪府守口市大日東町18番５号
破産者　西田塗装こと　西田　　敬
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１１９号
大阪府東大阪市新鴻池町14番16号
破産者　樋口　秀明
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１６４号
奈良県生駒市辻町641番地１　アヴェニュー203
破産者　山下　朝慈
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３１９１号
大阪府東大阪市南鴻池町１丁目２番35号　ベルベ三笠205号
破産者　大畠　隆平
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２３３号
大阪市阿倍野区北畠３丁目５番２―201号
破産者　西　　延子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３３０８号
大阪府門真市古川町２番33号　片岡マンション301号
破産者　仲島緑化こと　仲島　　剛
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２０４号
大阪府東大阪市稲葉３丁目７番７号、前住所大阪府東大阪市稲葉３丁目７番６号、主たる営業所大阪府柏原市法善寺２丁目４―４
破産者　とりひろこと　中田　憲男
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第２９０号
堺市堺区住吉橋町１丁１番12―304号、前住所堺市堺区大浜中町２丁４番25号
破産者　金城　正浩
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第６１１号
堺市美原区青南台１丁目７番22号
破産者　島田　澄代
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係